

島根県報

平成21年8月4日 (火) **号外 第 139 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	. <u>L</u>
	717
—	⊅ ₿
—	>

【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争入札の実施

(企業局施設課)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成21年8月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県企業局西部事務所(島根県江津市松川町上河戸703)

(3) 業務概要

江の川水道用水供給事業及び工業用水道事業の運転監視業務

(4) 委託期間

平成21年10月1日から平成24年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年度における島根県企業局の水道用水供給事業及び工業用水道事業運転監視業務の委託に係る入札参加資格 者名簿に登載されている者であること。
- (3) 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。
- 3 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、平成21年8月4日(火)午前9時から平成21年8月24日(月)午後4時までに、 島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により、島根県電子入札運用基準(以下 「運用基準」という。)に規定する競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加 する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 業務委託仕様書等の閲覧等

(1) 閲覧期間

入札公告の日から開札日の前日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)

(2) 閲覧場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県南庁舎1階 島根県企業局総務課経理グループ

イ 電子調達システムの入札情報サービス (PPI) に掲載する。

(3) 業務委託仕様書等に関する質問

業務委託仕様書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。

ア 提出期限

平成21年9月4日(金)午後4時まで

イ 回答

電子調達システムにより回答するとともに、入札情報サービス(PPI)に掲載する。

5 入札方法等

本案件は、運用基準に規定する電子調達システムにより、電子入札にて行うものとする。ただし、特段の事情により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、運用基準に定める紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

(1) 入札書提出期間

平成21年9月15日 (火) 午前9時から平成21年9月16日 (水) 午後4時まで

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

- (1) 競争参加資格確認申請者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。
- (2) 入札辞退者は電子調達システムにより手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を入札執行者に開札時までに、直接持参又は郵送により提出すること。
- (3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。
- 7 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は電子調達システムにより競争参加者全員に通知するととともに、入札(落札)結果は 入札情報サービス(PPI)に掲載する。

(1) 日時

平成21年9月17日 (木) 午後1時30分から

(2) 立会人に関する事項

紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。なお、入札者以外の立会は認めない。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の10以上を納付すること。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号) 第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課 経理グループ 電話0852-22-5674

(8) その他

詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Go-no-kawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender

(2) Period for Submission of Tender:

From 15 September 2009, 9:00 to 16 September 2009, 16:00

(3) Supervising Office (Contract):

Accounting Group

General Affairs Division

Bureau of Public Enterprise

Shimane Prefectural Government

8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN

TEL 0852-22-5674